

議案第 1 1 1 号

三田市監査委員の選任につき同意を求めることについて

三田市監査委員に次の者を選任したいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 6 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

住 所 兵庫県三田市乙原

氏 名 ます 増 だ 田 ゆたか 豊

令和 7 年 1 2 月 2 3 日提出

三田市長 田 村 克 也

（提案理由）

令和 7 年 1 2 月 2 4 日付をもって、三田市監査委員 島 康雄 氏の任期が満了するので、後任委員を選任する必要があるため。

（参考）

三田市監査委員一覧表

氏 名	選 任 年 月 日	任 期 満 了 年 月 日
竹本 昌弘	令和 4 年 1 0 月 2 3 日	令和 8 年 1 0 月 2 2 日

地方自治法

第 1 9 6 条 監査委員は、普通地方公共団体の長が、議会の同意を得て、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者（議員である者を除く。以下この款において「識見を有する者」という。）及び議員のうちから、これを選任する。ただし、条例で議員のうちから監査委員を選任しないことができる。

2 識見を有する者のうちから選任される監査委員の数が 2 人以上である普通地

方公共団体にあつては、少なくともその数から1を減じた人数以上は、当該普通地方公共団体の職員で政令で定めるものでなかつた者でなければならない。

- 3 監査委員は、地方公共団体の常勤の職員及び短時間勤務職員と兼ねることができない。
- 4 識見を有する者のうちから選任される監査委員は、常勤とすることができる。
- 5 都道府県及び政令で定める市にあつては、識見を有する者のうちから選任される監査委員のうち少なくとも1人以上は、常勤としなければならない。
- 6 議員のうちから選任される監査委員の数は、都道府県及び前条第2項の政令で定める市にあつては2人又は1人、その他の市及び町村にあつては1人とする。

第197条 監査委員の任期は、識見を有する者のうちから選任される者にあつては4年とし、議員のうちから選任される者にあつては議員の任期による。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。